平成２４年（フ）第８８１号
北九州市若松区大字蟹住856番地33　市営住宅１棟302号
債務者　西前　由香
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５６９８号
大阪府吹田市内本町３丁目15番７号
債務者　江頭　幸代
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８３号
大阪市淀川区木川東１丁目10番22号　新大阪ファミール301号
債務者　小川　香織（旧姓安富）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４７号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番23号　ハイムヤマウチ305
債務者　濱口　利幸
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５２号
大阪市大正区小林東２丁目３番５―508号
債務者　蔵谷　信博
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７８号
大阪市鶴見区諸口６丁目７番15号
債務者　野下　秀一
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８１号
大阪府茨木市鮎川４丁目７番28号
債務者　大坂　健二
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１５号
大阪府東大阪市西堤学園町１丁目４番10号
債務者　上林　隆臣
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１６号
大阪府東大阪市西堤学園町１丁目４番10号
債務者　上林真奈美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９５８号
大阪府四條畷市清滝新町11番404号
債務者　米丘恵理子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２号
大阪市平野区長吉出戸１丁目11番79号
債務者　乾　　豊造
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６号
大阪市大正区小林東３丁目９番８号
債務者　新門　和弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９号
大阪府枚方市長尾元町７丁目79番15―107号
債務者　高尾　和枝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０号
大阪府枚方市山之上北町11番12号
債務者　中尾　順子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番17―1204号、前住所大阪市中央区南新町２丁目２番13―1001号
債務者　田中　裕美（旧姓月山・池田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１号
大阪市都島区内代町２丁目６番15―202号
債務者　竹内　　修
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５号
大阪府守口市大日町４丁目41番３号
債務者　木村　一彌
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６号
大阪府吹田市五月が丘東２番Ｂ―501号
債務者　泉　　秀世
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部